

令和7年度 日高市職員採用試験「大学推薦制度」実施要項

1 趣旨

この要項は、受験者数及び競争率の低下が続く中、安定的に有為な人材を確保することを目的とし、大学推薦制度を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦の対象となる者

学校教育法第83条に規定する大学(同法第108条に規定する短期大学を含む)に在学する学生で卒業見込みの者。

3 推薦要件

以下4点すべての要件を満たすこととする。

- ①日高市への就職を第1順位とし、令和8年4月1日から勤務できる。
- ②大学等における最新の成績がGPA3.0以上である。
- ③大学等において推薦を得られる。
- ④日高市主催採用試験説明会に参加している。(5月12日開催予定)

4 推薦の流れ

- ①受験生は、大学等に推薦書(様式1)の記載を依頼する。
- ②大学等は、推薦書(様式1)を記載し受験生へ交付する。
- ③受験生は、推薦書(様式1)を日高市へ第2次試験日に提出する。
- ④日高市は、受験生から推薦書(様式1)の提出を受け、2次試験において「10点」の加点措置をする。
- ⑤申し込み方法や受験内容等は、他の受験生と同様とする。

5 その他

- ①推薦を受けた受験生が必ず採用される保証はないものとする。
- ②推薦を受けた受験生は、内定辞退をしないよう最大限努めるものとする。